2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道228号（函館・江差自動車道。以下「本路線」という。）は、函館市を起点とし、北斗市、上磯郡木古内町等を経て檜山郡江差町に至る延長約70㎞の自動車専用道路である。

本路線が通過する上磯郡木古内町及び木古内町に隣接する同郡知内町（以下「本地域」という。）は、農業及び水産業が盛んな地域であり、にら及びかき等の農水産品が、陸上輸送により函館市方面に運ばれ、函館港等を経由して道内外へ出荷されている。

本地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道228号があるが、本件区間に対応する一般国道228号（以下「現道」という。）は、本地域における唯一の幹線道路であるにもかかわらず、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径を満たさない線形不良区間が存在するほか、特に冬期においては、積雪によって車道幅員が減少することなどから、大型車相互の交通に支障をきたす区間が存在し、また、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備され、現道の機能を補完・代替することなどから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するとともに、供用済みである本路線の他の区間と接続することで、定時性の確保が図られ、物流の効率化等に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成８年７月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目においても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成25年３月及び12月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による天然記念物であるオジロワシ、オオワシ及びクマゲラ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ等の生息が確認されている。オジロワシ、オオワシ及びクマゲラについては、同様の生息環境は周辺に広く残されることなどから、影響は小さいとされている。オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているイイヌマムカゴ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が15箇所存在するが、北海道教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、線形等の良好な道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、中間ルート案（申請案）、山側ルート案及び海側ルート案の３案による検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は用地取得面積及び移転対象物件数は中位であるものの、土工バランスがよく施工性に優れること、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は、線形不良区間等が存在し、自然災害による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる高規格幹線道路函館・江差自動車道早期建設促進期成会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道上磯郡木古内町役場

○国土交通省告示第三百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する旨で、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年三月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

砂小骨ケ洞

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号から十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十三年国土交通省告示第二百二十九号をもつて指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

東京都八丈島八丈町中之郷

二二七九三番一	一号から
二二七九三番二	十号から十九号まで
二二八一四番三	十六号及び十七号
二二七六七番二	十八号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱十九号から三十五号までを順次結んだ線及び標柱十九号と三十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十六年国土交通省告示第三十七号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

東京都八丈島八丈町中之郷

二八一四番六	十九号から二十二号まで
二九〇〇番一	二十二号から二十七号まで
二九〇〇番一地先道路敷	二十七号から三十八号まで

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道上磯郡木古内町役場